

優先部屋を申込みする方へ

下記の要件に該当する方は、優先部屋を申込みすることができます。

【要件】

区 分	内 容
子育て世帯	満 18 歳未満の児童がいる世帯。
ひとり親世帯	<p>18 歳未満の子を扶養している配偶者のいない者の世帯。ただし、下記に該当する DV 被害者で、事実上婚姻関係が破綻している者の世帯についても、ひとり親世帯として取り扱うものとする。</p> <p>① 配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設において保護が終了した日から起算して5年を経過していない被害者。</p> <p>② 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出され、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない被害者。</p>
高齢者世帯	満 70 歳以上の者で、かつ同居者のいずれも満 70 歳以上の者か、18 歳未満の世帯。
障害者世帯	<p>① 身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が1級・2級の者。</p> <p>② 精神障害者保健手帳の交付を受けている者で、障害の程度が1級から2級までの者。</p> <p>③ 療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度がA1・A2の者。</p> <p>④ その他、別表2で定める130のいずれかの疾病による障害の程度が、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者。</p>
犯罪被害者等世帯	<p>犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかであり、次のいずれかに該当することが客観的に証明される者の世帯。</p> <p>① 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者。</p> <p>② 現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行なわれたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者。</p> <p>ア 犯罪により住宅が滅失または著しく損壊したために居住することができなくなった者。</p> <p>イ 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった者。</p> <p>ウ 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった者。</p>
多数回落選者世帯	直近の過去二年間の抽選会において、3回以上落選している者の世帯。

【添付書類】

区 分	必 要 書 類
ひとり親世帯	
寡婦世帯	母子扶養手当受給証明書等の写しまたは戸籍謄本
寡夫世帯	ひとり親家庭医療費受給資格者証等の写しまたは戸籍謄本
DV被害者世帯	婦人相談所の証明書または裁判所の保護命令決定書の写し
障害者世帯	①身体障害者手帳の写し ②精神障害者保健手帳の写し ③療育手帳の写し ④障害者総合支援法に基づき市町村が交付する障害福祉サービス受給者証又は、地域相談支援受給者証の写し
犯罪被害者等世帯	①警察当局への被害届等に準じた申告書または交通事故証明書 ②警察又は検察当局に事件等の確認をする旨同意書